

一部事務組合の会計管理者について

質 問

地方自治法の一部改正により、市町村の収入役が 廃止され、新たに会計管理者を置くこととされまし たが、市町村で構成される一部事務組合については どのように対応する必要がありますか。

また、従前から、多くの一部事務組合では、規約により収入役を設置し、一部事務組合を構成する市町村の収入役を一部事務組合の収入役として選任等を行ってきましたが、上記の一部改正法の施行後も、市町村の会計管理者を一部事務組合の会計管理者とすることはできますか。

回答

一部事務組合は、規約を変更し、会計管理者を置 く必要があります。

また、構成する市町村の会計管理者を一部事務組 合の会計管理者とすることは可能ですが、その場合、 職務専念義務等について留意が必要です。

解説

1. 地方自治法の改正について

地方自治法(以下「法」という。)の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が、平成18年6月7日に公布され、収入役制度の見直しに関する事項については、附則に定める経過措置を除き、平成19年4月1日から施行されます。

現行法では、会計事務の適正な執行を確保するため、収支に関する内部牽制制度として、長から職務 上独立した権限を有する会計機関(収入役)を設置 し、出納その他の会計事務を担うこととされていま す。

しかしながら、収入役を置かないこととする市町 村が増加傾向にあるほか、出納事務の電算化等が進 む中で、収入役が本来の職務である会計事務とは直接関係のない事務を担当している実態が見受けられることなどから、今回の法改正により収入役制度を廃止し、新たに会計管理者を置くこととされました(改正法第168条第1項)。

2. 一部事務組合の収入役の取扱について

今回の法改正により廃止される収入役は、市町村だけではなく、特別地方公共団体である広域連合や 一部事務組合においても置かれている場合があります。

地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除き、普通地方公共団体に関する規定が準用されますが(法第292条)、「一部事務組合の執行機関の組織」については規約に規定しなければならない事項とされています(法第287条第1項第6号)。

この「執行機関」には補助機関も含まれると解されることから、一部事務組合の収入役は、法の規定により設置されるものではなく、各一部事務組合の規約により設置されるものであり、今回の法改正により、自動的に収入役が廃止されるものではありません。

3. 一部事務組合の会計管理者について

今回の法改正により、市町村では会計管理者が設置されますが、一部事務組合では、規約を変更しない限り会計管理者は設置されないこととなります。

現行法では人口10万人未満の市と町村では、条例により収入役を置かないことが可能ですが(法第168条第2項、法施行令第132条の2)、今回の法改正では、すべての市町村で会計管理者を設置することが規定されました。

これは、今回の法改正の基礎となった第28次地方 制度調査会の「地方の自主性・自立性の拡大及び地方 議会のあり方に関する答申」(平成17年12月19日)において、「特別職としての出納長・収入役の制度は廃止するものとするが、収入、支出、支出命令の確認等一定の会計事務をつかさどる一般職としての補助機関を置くなど、引き続き会計事務の適正な執行を確保する仕組みが必要である。」とされ、今後とも、独立の権限を有する会計機関を設置し、会計事務の適正な執行を確保する必要があると判断されたことによるものと考えられます。

すべての市町村で会計管理者の設置が義務付けられた法改正の趣旨を踏まえると、一部事務組合においても、市町村と同様に、規約を変更して会計管理者を設置する必要があるものと解されます。また、実際に、多くの一部事務組合では、会計事務の適正な執行を確保するため、管理者から職務上独立した権限を有する収入役を規約により設置していることから、会計管理者を設置しないとすることは法の趣旨にそぐわないものと言えます。

4. 一部事務組合の会計管理者の選任等について

(1) 一部事務組合職員からの選任

一部事務組合の会計管理者の選任方法は、「執行機関の組織」と同様に、規約に規定しなければならない事項とされています(法第287条第1項第6号)。

既述のとおり一部事務組合においても、市町村と同様に、会計管理者を設置する必要があると解されるので、補助機関である職員のうちから管理者が専任の会計管理者を命ずることが法の趣旨に沿った対応であり(改正法第168条第2項)、その旨を規約に規定することが最も妥当な措置と考えられます。

(2) 一部事務組合を構成する市町村の会計管理者からの選任

しかし、現状では、規約に基づく選任等の手続により、構成する市町村の収入役が、一部事務組合の収入役に就任する場合が多く見受けられます。これは、財政規模等から一部事務組合の収入役の業務が、市町村の収入役の業務に比べて、より少なく断続的なものであることや、収入役の職務が会計事務に関する専門性・技術性を有しているなどの事情によるものと思われます。

そこで、一部事務組合の財政規模、業務量などを 踏まえると、専任の会計管理者を置くことが適当で ない場合も考えられるので、構成する市町村の会計 管理者を一部事務組合の会計管理者とする方法等を 検討する必要があります。

一部事務組合と当該一部事務組合を構成する市町村の職員との兼職については、一部事務組合の性格上必然的に要請されるものであることから可能と規定されています(法第287条第2項)。

また、兼職する場合、財政規模等から一部事務組合の収入役の業務は、市町村の収入役の業務に比べて、より少なく断続的なものとなることが見込まれることから、一部事務組合における会計管理者の勤務形態は、非常勤となるものと思われます。

一方で、当該一部事務組合を構成する市町村においては、会計管理者は一般職の常勤職員となることから、これまでの収入役の場合とは異なり、地方公務員法上の職務専念義務(第35条)や営利企業等の従事制限(第38条第1項)などが問題となります。これらの点について以下で検討します。

①職務専念義務について

職務専念義務については、兼職が可能であった としても当然に免除されるものではないので、市 町村の会計管理者が一部事務組合の会計管理者と しての業務に従事する場合は、当該職員は条例等 により職務専念義務が免除される必要があります。

但し、職務専念義務は、職員に割振られた勤務時間中にのみ課せられるものであることから(行 実 S26.12.12)、当該職員の勤務時間外にのみ一部 事務組合の会計管理者の業務に従事する場合は、 職務専念義務との関係は問題となりません。

②営利企業等の従事制限について

職務専念義務と営利企業等の従事制限は、それぞれ目的が異なるものであり、一部事務組合の会計管理者として当該職員に報酬が支給される場合は、職務専念義務の免除等とは別に任命権者の許可が必要となります。

また、営利企業等の従事制限は、職務専念義務 とは異なり、勤務時間の内外を問わず職員に適用 されるものであり(行実 S26.12.12)、当該職員の 勤務時間外にのみ一部事務組合の会計管理者の業務に従事する場合でも任命権者の許可が必要となります。

なお、地方公務員法第38条第1項の「報酬」とは、給料、手当などの名称のいかんを問わず、労働の対価として支給・給付されるものであり、旅費等の実費弁償は「報酬」には当たらないと解されるので、当該職員が実費弁償のみを受ける場合は、任命権者の許可は必要ありません。

③給与の減額等について

一部事務組合の会計管理者として報酬が支給される場合は、給与がその勤務に対して支給されるものという原則から、勤務しなかった時間に対する給与は減額するのが適当とされていますので(行実 S26.3.12等)、構成する市町村においては、当該市町村の条例等に基づいて当該職員の給与が減額されることとなります。

但し、一部事務組合の会計管理者としての業務が、当該職員の勤務時間外にのみ行われ、これに対して報酬を受ける場合は、重複給与の問題は生じないこととなります。

なお、給与等が労働の対価たる性格を有していることから、実際に勤務している期間については一部事務組合が当該職員の給与等を負担することが適当と考えられますが、構成する市町村から受ける給与との重複を避ける意味で条例で報酬を支給しない旨を規定することや、調整措置を講じることも可能と解されることから(行実S27.6.16、S30.9.14)、各一部事務組合においては、会計管理者の実際の勤務形態等に応じて、構成する市町村と協議のうえ、会計管理者の給与負担、支給方法等を決定する必要があります。

(大阪府総務部市町村課行政グループ)